

## 作品の制作・応募にあたってのQ&A集

Q1：本編末尾に挿入する八王子市章は、どうやって入手するか？

A1：エントリー後に事務局から送付されるメールにて入手する。  
必ず、本編【30秒】内の末尾に2秒間挿入する。  
市章の色やデザインを変更しなければよい。

Q2：大学や団体のロゴマークを挿入してよいか？

A2：応募者にて権利関係の確認及び手続きを行えば、挿入してよい。作品冒頭か途中で挿入し、本編【30秒】内に収める。

Q3：16：9比率で制作した動画をDVD-Rにコピーする際に、タテヨコ比率が崩れてしまうのでは？また、応募作品のメディアはDVD-R以外でもよいか？

A3：動画データを入れる器としての、提出メディアとしてDVD-Rを使用してください、という意味。また、作品応募後に事務局からの返却ができないことを前提として、応募メディアはDVD-Rでなく、USBメモリなど他のメディアでも可とする。

Q4：画質は応募者で決めてよいか？

A4：応募者で決めてよいが、映画館での上映も考慮に入れて、できるだけ高い画質が望ましい。

Q5：応募者サイドで制作することになっている、冒頭2秒の「タイトル・名前」は審査対象外という理解でよいか？

A5：ご認識のとおり、冒頭2秒の「タイトル・名前」は審査対象外となる。

Q6：CM制作の延長線上で、CMのWebサイトを別途運営することを検討しているが、よいか？

A6：制限するものではないが、せっかくの作品の中身が審査前に漏れてしまうので、少なくとも審査会前の段階では公開しない方がよいと思われる。

Q7：音楽の著作権について、TV局での上映では既存の曲の使用も可能だが、ネットでの配信を想定しているとのことで、使用承諾についての詳細はどうか？

A7：募集要項9注意事項を参照のこと。著作権の処理が必要であれば、許諾の取れた素材を使う必要があるし、肖像権の侵害のないように制作いただきたい。

Q8：著作権に抵触した素材を使用した作品は、失格となることはあるか？

A8：募集要項9注意事項の⑥に審査外となる作品の規定があるが、その他の内容で著作権侵害等の抵触の可能性のある作品があった場合、事務局で個別判断させていただく。

Q9：応募者個人のオンライン等のポートフォリオ（作品集）に応募作品を使用することはよいか？

A9：コンテスト審査会前に作品の中身がオープンになってしまうことは避けた方がよいが、審査会後であれば、八王子のPRにつながることであり、積極的に展開していただければありがたい。

Q10：他大学等との共同制作の場合、団体名には、関わった大学等名を全て記載した方がよいか？

A10：その場合、代表者は1名だが、大学名・団体名は複数表記していただきたい。

Q11：1月の上映会には、審査員や応募者以外も出席できるか？

A11：出席可能。是非親戚・友達・知人関係を連れてきていただきたい。また、応募者は必ず1月の上映会に出席すること。

Q12：受賞作品の放映メディアは？

A12：現在調整中。

Q13：街なかで撮影した際、建物や人物について、どこまで撮影許可が必要か？

A13：建物であればたまたま映った程度であればOK。人物については、個人が特定できるような撮影はNG、映った人の許可が取れていればOK。

## 【その他のお問い合わせ先】

大学コンソーシアム八王子事務局 担当：吉岡・竹中・中野

TEL：042-646-5740

メール：conso99@gakuen-hachioji.jp